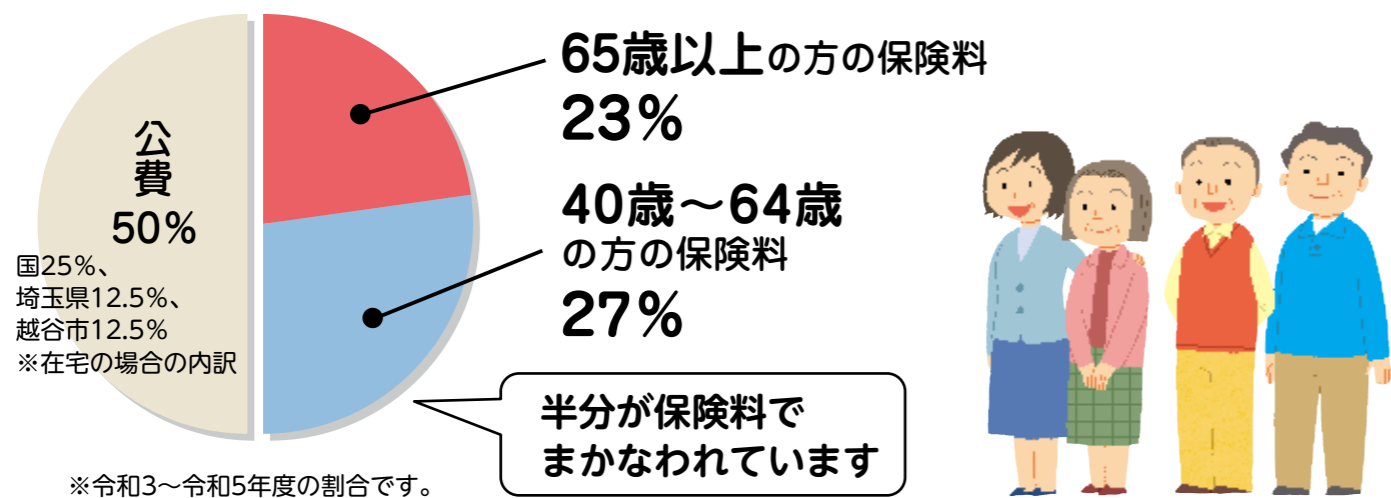


保険料は大切な財源です

介護保険は、40歳以上のみなさんが納めている保険料が大切な財源になっています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

介護保険の財源（利用者負担分は除く）



保険料を滞納すると…

サービスを利用した際の利用者負担は、通常はかかった費用の1割(一定以上所得者は2割、より一層の所得等がある方は3割)ですが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

1年以上滞納すると

費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、あとで保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納すると

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。

2年以上滞納すると

サービスを利用するときの利用者負担の割合が3割または4割※になったり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。
※利用者負担の割合が3割の人は、4割になります。

やむを得ない理由で保険料を納められないときは

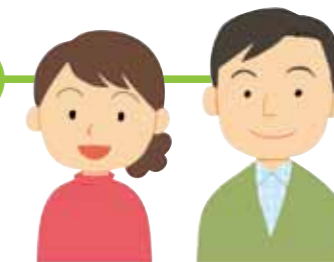
災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。困ったときは、お早めに介護保険課保険料担当にご相談ください。



40歳～64歳の方（第2号被保険者）の保険料

第2号被保険者の方の保険料は、加入している医療保険の算定方式により決まります。医療保険の保険料（税）に介護保険分を合わせて納めます。詳しくは、各健康保険組合等にお問い合わせください。

国民健康保険に加入している方は



決まり方

所得や世帯にいる40歳～64歳の介護保険対象者の人数によって決まります。

納め方

医療保険分と介護保険分を合わせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。

職場の医療保険に加入している方は



決まり方

健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算定方式に基づいて決まります。

納め方

医療保険分と介護保険分を合わせて、給与および賞与から徴収されます。

65歳になる年度の保険料について

65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）から、第1号被保険者として保険料を納めます。

| | | |
|---|----------|--------|
| 例 | 10月1日生まれ | 9月分から |
| | 10月2日生まれ | 10月分から |

64歳までの分

4月から65歳になる月の前月までの分は、加入している医療保険の保険料（税）に介護保険分を合わせて納めます。

65歳からの分

65歳になった月から年度末までの分は、年度末までの納期に分けて、「介護保険料」として納付書で納めます。

例 10月2日生まれの方の場合

| | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|

4月～9月分を、加入している医療保険の保険料（税）から納めます。

10月～翌年3月分を、年度末までの納期に分けて、納付書で納めます。

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の方の保険料は、越谷市の介護保険のサービスに必要な費用などから市が算出した「基準額」をもとに、所得等に応じて決まります。

第1号被保険者の基準額はどのように決まります

$$\begin{matrix} \text{越谷市で} \\ \text{必要な} \\ \text{介護サービス} \\ \text{の総費用} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{65歳以上の} \\ \text{方の負担分} \\ \text{(23\%)} \end{matrix} \div \begin{matrix} \text{越谷市に住む} \\ \text{65歳以上の} \\ \text{方の人数} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{越谷市の} \\ \text{基準額(年額)} \\ \text{64,560円} \\ \text{(令和3~令和5年度)} \end{matrix}$$

| 所得段階 | 対象者 | 基準額に対する負担割合 | 年間保険料額 |
|-------|--|--|----------|
| 第1段階 | ●生活保護の受給者 ●老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯の方 | 基準額×0.30 | 19,360円 |
| 第2段階 | 本人が市民税非課税 非課税 本人が市民税非課税 本人が市民税非課税 本人が市民税非課税 本人が市民税非課税 | 本人の前年中の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円以下の方 | 基準額×0.45 |
| 第3段階 | | 本人の前年中の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円を超えて120万円以下の方 | 基準額×0.70 |
| 第4段階 | | 本人の前年中の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が120万円を超える方 | 基準額×0.83 |
| 第5段階 | | 本人の前年中の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円以下の方 | 基準額×1.00 |
| 第6段階 | | 本人の前年中の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円を超える方 | 基準額×1.08 |
| 第7段階 | 本人が市民税課税 本人が市民税課税 本人が市民税課税 本人が市民税課税 本人が市民税課税 本人が市民税課税 本人が市民税課税 本人が市民税課税 本人が市民税課税 | 前年中の合計所得金額が125万円未満の方 | 基準額×1.25 |
| 第8段階 | | 前年中の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方 | 基準額×1.50 |
| 第9段階 | | 前年中の合計所得金額が190万円以上300万円未満の方 | 基準額×1.70 |
| 第10段階 | | 前年中の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方 | 基準額×1.80 |
| 第11段階 | | 前年中の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方 | 基準額×1.90 |
| 第12段階 | | 前年中の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方 | 基準額×2.00 |
| 第13段階 | | 前年中の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方 | 基準額×2.10 |
| 第14段階 | | 前年中の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方 | 基準額×2.20 |
| 第15段階 | | 前年中の合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の方 | 基準額×2.30 |
| 第15段階 | 前年中の合計所得金額が1,200万円以上の方 | 基準額×2.30 | 148,480円 |

※課税年金収入額とは、老齢基礎年金など税法上課税の対象となる年金の収入額をいい、遺族・障害年金など税法上非課税となる年金の収入額は含まれません。
 ※合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、第1~5段階については、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。また、土地・建物の売却等に係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。なお、株式等に係る配当所得の繰越控除や損失等の繰越控除を受けている場合は、控除適用前の金額を言います。
 ※合計所得金額に給与所得や公的年金等に係る所得が含まれている場合は、合計所得金額から10万円を控除して得た額により年間保険料額を算定します。

保険料の納め方は2種類に分かれます

保険料の納め方は、受給している年金額によって2種類に分けられます。65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分から納めます。

特別徴収

年金が 年額18万円以上 の方 → 年金から差し引き

年金の定期支払い（年6回）の際、年金から保険料があらかじめ差し引きされます。特別徴収の対象となるのは、老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金などです。

●前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている方は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納め、10・12・2月は、決定した本年度の保険料額からすでに納めている仮徴収分を除いた額を納期に分けて納めます。

| 年金支給月 | 仮徴収 | | | 本徴収 | | |
|-------|---------|---------|------------|----------|----------|---------|
| | 4月(第1期) | 6月(第2期) | 8月(注)(第3期) | 10月(第4期) | 12月(第5期) | 2月(第6期) |

(注) 仮徴収額と本徴収額の差を平準化するため、8月（第3期）の仮徴収額を変更する場合があります。



年金が年額18万円以上でも一時的に納付書で納めることがあります

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 年度途中で65歳（第1号被保険者）になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金（老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金）の受給が始まった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 年金が一時差し止めになった場合

……など

普通徴収

年金が 年額18万円未満 の方 → 納付書・口座振替

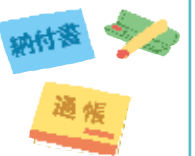
口座振替や越谷市から送付されてくる納付書で、期日までに金融機関やコンビニエンスストアなどで保険料を納めます。

保険料納付は
口座振替が
便利です

- 保険料の納付書
- 預（貯）金通帳
- 印かん（通帳届け出印）

これらを持って、納付書裏面記載の取扱金融機関で手続きしてください。

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としされなかった場合などには、納付書で納めることになります。



※特別徴収の対象となる方は、普通徴収への納付方法の変更は、原則できません。
 ※普通徴収の対象となる方は、「納付書での納付」、「口座振替」を選択できます（口座振替には届出が必要です）。